

議案第45号

平成31年度藤岡市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度藤岡市水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数	26,800 戸
(2) 年間総給水量	8,840,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	24,153 m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	
水源開発施設整備事業	180,428 千円
一般拡張事業	43,590 千円
設備改良事業	165,219 千円
負担工事事業	160,600 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	1,434,979 千円	
第1項 営業収益	1,316,395 千円	
第2項 営業外収益	118,582 千円	
第3項 特別利益	2 千円	

	支	出
第1款 水道事業費用	1,255,131 千円	
第1項 営業費用	1,075,202 千円	
第2項 営業外費用	159,328 千円	
第3項 特別損失	601 千円	
第4項 予備費	20,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額675,802千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,209千円、過年度分損益勘定留保資金646,593千円で補てんするものとする。)

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	295,372千円	第1款 資本的支出	971,174千円
第1項 企業債	77,200千円	第1項 建設改良費	551,922千円
第2項 出資金	28,786千円	第2項 企業債償還金	389,252千円
第3項 負担金	160,600千円	第3項 予備費	30,000千円
第4項 補助金	28,786千円		

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道水源開発施設整備事業 (ハッ場ダム建設水源地域対策特別事業)	平成32年度	7,337千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
老朽管更新事業	34,400千円	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金・地方 公共団体金融機構及び銀行そ の他の資金について、利率の 見直しを行った後において は、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件によ り、銀行その他の場合には、その債権者と協 定するものによる。 ただし企業財政の都合により据置期間及び 償還期限の短縮、若しくは繰上償還又は低利 に借換することができる。
水源開発施設整備事業	28,700千円			
配水管整備事業	14,100千円			
計	77,200千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

水道事業費用の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 177,877 千円 |
| (2) 交際費   | 10 千円      |

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は20,000千円と定める。

平成31年2月25日提出

平成31年3月14日可決

藤岡市長 新井雅博